

(令和2年11月25日提出)

令和2年11月議会臨時会議案
(その2)

新 潟 市

令和2年11月議会臨時会議案（その2）

目 次

議案第99号	令和2年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第100号	令和2年度新潟市水道事業会計補正予算	4
議案第101号	新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	5
議案第102号	新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6

議案第 99 号

令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 2 年度新潟市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,318 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 486,420,358 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 25 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
24 繰越金		86,591	△ 2,318	84,273
	1 繰越金	86,591	△ 2,318	84,273
歳入	合計	486,422,676	△ 2,318	486,420,358

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		994,629	△ 2,014	992,615
	1 議会費	994,629	△ 2,014	992,615
2 総務費		123,079,166	△ 248	123,078,918
	1 総務管理費	118,861,180	△ 193	118,860,987
	7 監査委員費	187,825	△ 55	187,770
10 教育費		61,057,112	△ 56	61,057,056
	1 教育総務費	8,943,826	△ 56	8,943,770
歳 出	合 計	486,422,676	△ 2,318	486,420,358

議案第100号

令和2年度新潟市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度新潟市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	15,790,733	△74	15,790,659
第1項 営業費用	14,547,118	△74	14,547,044

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補 正 前	補 正 後
（1）職員給与費	2,865,794	2,865,720

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

議案第101号

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第2条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の150」を「100分の152.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第102号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第2条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の152.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。